

【寄稿】軍民両用（デュアルユース）技術開発研究と ひとりひとりの研究者、そして大学組織

—諏訪東京理科大学天野学長の発言に寄せて—

2026/09/20 野原 光（広島大学・長野大学名誉教授、元長野大学学長）

<目次>

1. 諏訪東京理科大学天野学長発言が示す論点
 - (1) 「安全保障技術研究推進制度」は、研究者にとって、どこが危険か
 - (2) 日本の進路選択と研究者の進路選択
 - (3) 大学界隈への「安全保障技術研究推進制度」の急激な浸透
 - (4) 軍事研究と大学組織
2. 天野発言が提起する論点とひとりひとりの研究者の態度決定
 - (1) 軍事技術への転用可能性と研究者の立場
 - (2) 研究資金の公募主体と応募者心理
 - (3) 大学界隈への「安全保障技術研究推進制度」の浸透の速さと、それを受け入れる研究者の社会意識
 - (4) 研究者の「安全保障技術研究推進制度」への態度決定は、市民としての路線選択と切り離せない
3. 天野発言を成立させる背景の文脈
 - (1) 社会的文脈と天野発言
 - (2) 歴史的な文脈と天野発言
 - (3) 組織的文脈と天野発言

1. 諏訪東京理科大学天野学長発言が示す論点

防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」（以下、「本制度」と記す）について、諏訪東京理科大学の天野学長が、取材に応じて「当面応募せず」と明言している（信濃毎日新聞 2026/07/10）。丁寧に拾うと、実は、この取材記事に見られる天野学長の発言には、いくつもの重要な論点が含まれている。小さな記事なのだが、天野学長の識見と、

それをひきだした新聞記者魂との見事なアンサンブルのたまものである。論点を抜き出してみよう。

(1) 「安全保障技術研究推進制度」は、研究者にとって、どこが危険か

① 「防衛予算とひも付くことで『(研究が)影響を受けうる』と同制度に対する懸念も表明した」。

② 「防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度を大学や研究者が研究の資金源とすることの危うさを懸念し、戦争を避けるために「日本には、(軍事研究で)競うのではない道があるのではないかと強調。

③ 「先端技術を研究していたたまたま（デュアルユースに---引用者）なるということはあるが、最初からデュアルユースというのは根本的に違うのではないかと、疑問を投げかけた。

④ 「研究者の思いとは関係なく、権力を握る人たちの思惑で（事態が---引用者）動いてしまうことは頭に置くべきだ」と訴えた。

(2) 日本の進路選択と研究者の進路選択

⑤ 「財源の一つとなっている国からの交付金が将来的に削減される可能性もあるとし、国依存ではなく『企業とつながり、応援してもらいながら研究するスタイルを目指さざるを得ない』と述べた」。

② 前出の通り

(3) 大学界隈への「安全保障技術研究推進制度」の急激な浸透

⑥ 「同大の教員が企業から同制度への共同応募の打診を受けたことがあったと明かす」。

(4) 軍事研究と大学組織

⑦「応募には学内でのコンセンサス（合意）が重要とし、議論をしていない現状では『進められる状況にはない』と述べた」。

⑧「学生が考える時間と、対話も重要」と指摘。

いずれもゆるがせにできない論点ばかりである。と同時に、今日の日本の大学事情を前提にすると、どうしてこのような天野発言が可能になったのか、この二つが筆者の関心を惹きつけた。以下2節、3節で、少し問題を深掘りする努力をしたい。

2. 天野発言が提起する論点とひとりひとりの研究者の態度決定

天野発言に含まれる論点を、前述のように①から⑧までに整理してみた。しかし、筆者には、このすべてを論じきる能力はない。本制度の大学界隈への急激な浸透を前にして、ひとりひとりの大学の研究者の態度決定にどのように働きかけたらいいのかという観点から、論点のいくつかについて、すこし考えてみたい。

(1) 軍事技術への転用可能性と研究者の立場

まず、日常的に技術開発研究に携わる研究者の身になってみよう。③に指摘されているように、ある技術開発を研究している途上で、その研究者本人か、または他人が、「あれ、これは軍事装備（人を殺す武器もしくはその武器を機能させるシステム全体）にも使えるではないか」と気がついてしまうことは大いにあり得る。というより、ほとんどとは言わないまでも、ある技術開発の出発点が、民生技術であろうと軍事技術であろうと、その反対物に転化することはしばしば起こる*1。ドローンの研究開発は誰でも知る、その典型例だろうが、ロボットの開発や無人自動車、無人飛行機の開発など挙げればきりが無い。

では、民生技術の開発に従事していた研究者が、熾烈な技術開発研究競争のただなかにあって、その軍事転用の可能性を知ったときにどうするか。第一に、「私にはできない」と言って、その研究から立ち去るか、第二にその研究開発の危険性を世に訴えるか、あるいは第三に危険を知りながら、黙ってその研究開発を進めるか、その研究者は難しい立ち位置の選択を迫られる。ナチスと原爆開発を競ったアメリカの原子物理学者も、現在汎用人工知能の開発をめぐる競う研究者・企業も、いずれかの選択を迫られる、この局面に立たされている。そしてこの第三の立場に研究者が立たさ

れた時に、研究者や大学に逃げ道を用意するのが、技術開発研究は、専門研究者の仕事であり、それをどう利用するのかを決めるのは政治家の仕事である、という常套句である。研究者は果たして、この常套句に本当に依拠できるのか、この点は、2の(4)で検討する。

ところで、上述の三つの立場に共通するのは、技術開発が軍事に転用されることを積極的には肯定しない、という態度である。しかし、戦争の記憶が継承されず、世界情勢が変化する中で、国防力の強化が国の防衛につながるとする社会的意識も次第に優勢になりつつある。これは当然に技術開発研究者の意識にも反映し、軍民両用開発の意義を積極的に肯定する第四の立場をも生み出している*2。新しく勢いを得つつある、この悔りがたい立場に対して、どのように語りかけるべきか、これも、2の(4)で検討する。

さて防衛装備庁の研究費に応募するということは、それが、たといまは「基礎研究」を対象とすると謳っていても、その募集主体そのものは、軍事装備の開発のために設けられている機関である。したがって、応募する研究者の主観がどうであれ、公募して審査する主体は、軍事装備開発の文脈を踏まえて、その観点から、その応募研究が有望かどうかを審査する。したがって、その研究は、いずれは軍事装備開発の文脈に呑み込まれる。またそうでなければ、その研究者は早晚お払い箱になるだろう。

だから、民生技術開発の軍事転用可能性についてはさておいて、せめて最初から軍事装備開発を目的とする機関の研究費に応募することは控えておこう。なぜなら、その機関は、軍事装備開発のために存在するのであって、その機関で取り上げられる如何なる基礎研究も、軍事装備開発の文脈に位置づけられることになるからである。これが天野学長の③の発言の趣旨であろう。第一から第三までの立場を前提にする限り、これは至極もっともではないか。

ただこの点では、2024年から始まった「経済安全保障重要技術育成プログラム」（K プログラム）は厄介である。これは、成果の非公開という可能性を制度的に予定しているが、直接の公募主体は、科学技術振興機構(JST)等であり、防衛装備庁ではない。しかも研究費は初年度 5000 億円と、科研費のほぼ倍という巨額である。技術開発の研究者にとって、防衛装備庁の研究費よりは、応募に心理的抵抗が少なくて済み、しかも資金は潤沢であ

る。おまけに、この研究費の場合、大学所属の個々の研究者の応募に対して、大学が事前審査そのものを行わない、という事例も見受けられる*3。この巨額の研究費の誘惑は大きいから、所管機関が防衛関係機関でない限り、事前審査の対象にはしないという大学は今後広がるのではないか。こうなると、資金源が直接に防衛省につながってさえいなければ、その研究費には安んじて応募してよい、とは言えなくなる。公募主体が軍事機関かどうかだけに頼って判断してはられない。

(2) 研究資金の公募主体と応募者心理

天野学長は、「防衛予算とひも付くことで『(研究が)影響を受ける)』と同制度に対する懸念も表明した」(①)。この点でも、いくつかの論点があり得るが、筆者がとくに指摘したいのは、応募者心理の問題である。自分のことを振り返ってもそうだが、応募者は研究資金がほしいから応募する。ということは応募書類を書くにあたって、どうすれば採択されるか、つまりは、資金の提供主体は、どういう研究を評価するのか、そのことを当然に忖度する。自分の研究者としての良心を歪めない範囲内で、ぎりぎりのところまで、公募主体に迎合しようとする。資金の公募主体があって、その公募資金に応募しようとするれば、これは当然である。こうした心理的傾向を研究者が応募にあたって有してしまうこと自体を責めることはできない。

だが応募書類を書くという、それ自体でかなりの負担になる、全力投球の作業を毎年繰り返すうちに、つまり「忖度」と「迎合」を毎年繰り返すうちに、当初はその「忖度」と「迎合」は、自分の本心とは違ったはずだったが、いつのまにか、その「忖度」と「迎合」が、応募者の本心そのものになってしまう。資金を得たいと思って真剣に応募書類を書けば書くほど、そうになってしまう。筆者は文系の研究者だが、民間財団の研究費に応募書類を書くことを繰り返すうちに、こうした危険が応募書類の作成過程には含まれていることを実感した。防衛装備庁の研究費に応募するという場合も、当然に同様である。良心の許すぎりぎりまで公募主体の意に添うように心がけるだろう。ところが、研究資金の欲しさが高じると、この「良心」の立ち位置は、応募の繰り返しのうちに、徐々に動くのである。

この辺りの機微について、池内(以下、氏名は敬称略)は次のように述べている。いったん防衛装備庁の公募研究に応募すれば、「応募者が防衛装備

品としての物質や技術の開発であることを頭の隅に置き、いかなる攻撃に対する防御であるかとか、より効率的に防御の役に立つにはどうすべきか、を考えるようになるのは当然なのである。まさに同調意識で、防衛省が望む形の応募書類が出来上がっていくことになる」。「この心理は、応募して落とされた研究者に一層強く刻まれる。その場合、自分が提案した内容では防衛装備品としては不十分であると考え、いっそう堅固で効率的で実現可能な提案に練り上げて、再度応募するだろう」*4。

およそ、それが競争的研究費であるかぎり、競争には、競争の勝敗の審判者が必ず存在する。したがって、競争に参加する者は、審判者にとって何が勝敗の基準になるか、そのことに注意を払い、その基準に合わせて、勝ち抜けるように文書を作成する。文書作成に力を尽くせば尽くすほど、それを毎年繰り返せば繰り返すほど、その勝敗の基準は、その文書作成者の価値基準として内面化する。こうして、いつの間にか、その研究費の公募主体と応募者の基本的な価値観が一致してしまうのである。これが公募者から見た競争的資金のうまみであり、応募者から見た危うさである。

このことはたとえ、それが文科省の「科学研究費」のばあいであっても、それが競争的研究費であるかぎり免れない。もちろん、今のところ「科学研究費」は、まだ応募書類の内容の近接領域の研究者による審査、つまり同僚審査という性格を維持していると思われる。だから応募するなら、これがベストである。とはいえ、同僚審査とは何か。同僚審査では、その時々、その学界界限で社会的通念として流通している価値観、ものの見方、焦点化されているトピック等が、意義ある研究とは何かを決めがちである。したがって、その時々、そのトピックや、流通する社会的通念そのものを撃つような研究は評価されにくい。この難点を突破するのは、唯一、応募者と審査者を含めた徹底的な公開討論ということになるだろう。しかし、研究計画という応募書類の審査は研究そのものではない。それなのに、いちいちそんなことをやっていたら、応募と審査が、それこそ、それぞれの研究そのものへの大変な障害物になってしまう。これは本末転倒である。だから我々は、いまのところ、その審査の公平性、透明性、そしてその同僚審査性に目を光らせながら、「科学研究費」の増額を、セカンド・ベストとして要求していくしかないだろう。

(3) 大学界限への「安全保障技術研究推進制度」

の浸透の速さと、それを受け入れる研究者の社会意識

諏訪東京理科大学の天野学長は、「同大の教員が企業から同制度への共同応募の打診をうけたことがあったと明かす」(⑥)。これもまた注目すべき言及である。なぜなら、諏訪東京理科大学は、2018年に公立化した地方小規模大学であり、このくらいの小規模の地方大学でも、その教員の研究テーマによっては誘いがかかるということを示しているからである。ちなみにこの同じ時期に公立化した三つの地方公立大学を並べてみよう。

山口東京理科大学：学部定員 420 名（工、薬学部）、教員数 97 名、2016 年度公立化。

諏訪東京理科大学：学部定員 300 名（工）、教員数 62 名、2018 年度公立化。

長野大学：学部定員 390 名（社会福祉、地域経営、共創情報科学）、教員数 68 名、2017 年度公立化。

このうちで、山口東京理科大学は、2016 年度から所属教員を研究代表者とする当該研究費を獲得している*5。つまり、本制度が対象とするのは、一部の大規模な国公立大学だけではない。さらに加えて、研究代表者だけでなく、諏訪東京理科大学の例のように、研究チームを構成する研究分担者まで含めてみれば、日本の大学の研究者群のどこまでが、この制度の網にかかっているのか、そのデータは公表されていないが、すでに相当広範囲に及んでいるとみて間違いはないだろう。この点を検討しよう。

軍学共同反対連絡会の声明が述べるように、2015 年に設置された本制度は、日本学術会議の「軍事的安全保障研究に関する声明」（2017 年 3 月）*9 による歯止めもあって、「大学からの応募は 2022 年まで年 10 件程度にとどまって」きた。

「ところが大学からの応募数は、9 年目の 2023 年には 23 件、10 年目の 2024 年には 44 件、そして 11 年目の本年は 123 件に達した*6。日本の大学は凡そ 800 程度であり、このうち工学部を持つ大学が 96、理工学部を持つ大学が 40 である*7。それ以外にも学部名からは工学分野を含むかどうかわからないものもある。したがって、いま筆者に正確な数字はわからないが、研究分担者まで含めて考えれば、工学系の学部を持つ日本のほとんどすべての大学(90+40=136)に、本制度に応募する研究者が存在しているという状況に、すでになっているのではないか。

こうして我々の懸念を上回って、本制度への応募が急速に一般化してしまっているとすれば、それを可能にする条件、つまり応募への心理的バリアが研究者の間で急速に失われつつあるという既成事実を、我々は自覚しなければならない。千葉（毎日新聞記者）の発言を聴こう*8。

「私はこの間、本制度や米軍が提供する研究資金を受領した大学や公的研究機関の研究者を訪ねて回った。取材に応じない人物が多い中で、10 人以上から直接話を聞くことができた。当事者と周辺取材を通じて分かったことは、『研究費が乏しいがゆえに、やむなく軍事研究に手を染めた』と考えている研究者はほとんどいないという事実だ。むしろ、『問題だと思っていない』人が多い実態に驚いた。

『問題だと思っていない』には、二つの意味がある。まず、『自国の安全保障に貢献するのは当然だ』と考える、言わば『確信犯』の研究者だ。本制度に採択された材料工学が専門の大学教員は匿名を条件に取材に応じ、『自分の知見を日本の防衛に役立てることに抵抗はなく、むしろ名誉に感じる』と語った。

次に、『自分は同じ研究を続けており、資金源が変わっただけ』という『自己中』な研究者がいる。民生分野の競争的資金を得ていたが期限を迎え、本制度にも応募してみたというタイプで、総じて自分の研究継続にしか関心がない。『研究は平和目的であり、資金源が変わっても内容は何も変わらない』。本制度に採択された別の研究者は、こう答えた」（62 頁）。

「筑波に集積する大学や研究機関の労働組合協議会が 2016 年に実施したアンケート調査（回答 799 人）では、軍事研究の是非について『進めるべき』と『進めるべきでない』が 20～30 代で拮抗するなど、若い世代ほど容認する傾向が見られた。『進めるべき』の理由は、『研究資金不足』もあったが、『安全保障』や『科学技術の発展』など積極的動機が少なくなかった。日本天文学会が 2018 年、会員を対象にした調査（回答 800 人）でも、本制度について 20～30 代で『賛成』が『反対』を上回った」（63 頁）。

この千葉の捉えた研究者たちの意識の現実は何を物語っているか。我々は、政策や仕組みの危険性を説く。しかし、これだけ大きく変化した研究者たちの社会意識を前にすると、それだけでは多くの研究者たちの心に響かないということである。

だが翻ってみれば、ベルリンの壁の崩壊以降 40 年弱、急速なグローバル化の下で、市場競争万能主義的思考がこれだけ支配的となり、市民の社会意識がこれだけ大きく変化している。みな私利私欲に追われて、公的事柄（日本は平和主義の追求を堅持するのか、あるいは、本格的な軍事力強化に路線を切り替えるのか、これは、公的問題の最たるものだろう）への関心は、多くの市民の意識のはるか後景に退いている。大学の研究者もまた、専門研究者であるという一点を除けば、普通の市民であることに何の変わりもない。ということは、日本社会の市民意識のレベルで問題になっている争点が、当然に本制度に対する研究者のかかわり方に影響してくるということである。軍事技術開発研究を是認する第四の立場の台頭はその現れである。

(4) 研究者の「安全保障技術研究推進制度」への態度決定は、市民としての路線選択と切り離せない

ここまでくると、厄介な問題を避けて通ることが難しくなる。「防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度を大学や研究者が研究の資金源とすることの危うさを懸念し、戦争を避けるために『日本には、(軍事研究で) 競うのではない道があるのではないか』と、天野学長は強調している(論点の②)。つまり日本という国の一人の市民として、憲法第 9 条を基本にした、国際紛争の平和的解決を追求する非戦・平和主義を貫き、軍事的手段の行使には加担しないという立場を堅持するのか。それともそのような「非現実的」な夢を捨てて、国土防衛に必要な武装を追求する軍事力強化の路線を追求する立場に立つのか。もし市民として前者の立場に立つなら、その市民が、たまたま技術開発の研究者であったとしても、本制度にかかわることは間違いであろう。もし、憲法の定める平和主義の路線を非現実的で、こうした夢はかえって日本の平和を脅かす（北朝鮮にミサイルを撃ち込まれ、中国に尖閣諸島に攻め込まれたらどうするんだ！）と考えるなら、本制度に応募することは、技術開発の研究者にとってむしろ奨励されることになるだろう。極端に言えば、お国に奉仕することとして、こうした制度に応募することは、道徳的義務であるとさえいえるかもしれない。

ここで天野学長は、市民社会の選択として、日本は平和的紛争解決を基本路線としてきているわけだから、技術開発の研究者もまた、軍事研究と

は違う分野で、その能力を生かしていけるではないか、と提起しているわけである。こうして、研究者が本制度にどういう立場をとるかは、結局、その研究者が一人の市民として、日本社会における平和主義の堅持・追求にコミットするか、憲法の平和主義を捨てた、軍事力強化の路線に肩入れするか、このふたつのどれをとるか、という路線選択の問題に帰着してしまうように思う。少なくともこの論点を回避しては、研究者の本制度への態度決定の在り方を語れない。

こうしてみると、本制度への大学の研究者たちの受容の急速な広がりには危惧を持つ者たちの主要な課題の一つが浮かび上がってくるように思う。先の引用にあったように、千葉は二つの重要な事実を拾い出している。ひとつは、自分の「研究は平和目的であり、資金源が変わっても内容は何も変わらない」という「自己中」的な研究者の存在であり、もうひとつは、「軍事研究の是非について」、「『研究資金不足』もあったが、『安全保障』や『科学技術の発展』など積極的動機」に基づいて「進めるべき」とする研究者が、若い世代に多いという指摘である。

日本の市民社会の社会意識の変化を反映して、大学の研究者たちの間にも、国家の進む路線として、平和主義の維持・強化を目指す途と、軍事力強化を目指す途と、二つの考え方が存在し、後者が次第に勢いを増している。多くの大学教員の実際の意識は、この二つの間で、程度の差を持ちながら様々に分布している。そのような多様な意識分布状況があるからこそ、社会の進路に対する態度を棚上げにしたまま、資金源が変わっただけとして、自分の研究だけに興味を集中させる研究者の立場も、一つの立場として許容されてしまう。したがって、日本社会の軍事化路線への急傾斜に危惧を持つ者たちの課題は次のようになるのではないか。私たちの働きかける対象は、軍事化と平和主義の間に存在する中間的研究者である。そして専門研究以外のことにはかかわりたくないと思っている多くの研究者たちに対して、彼らに「自己中」的なままではまずいのではないかと、その市民としての良心に届くほどまでに、私たちの平和主義の路線の説得力を研ぎ澄ますことではないか。憲法第 9 条を「護符」として思考停止しては、この中間的存在に働きかけることはできないのである。

3. 天野発言を成立させる背景の文脈

ここまで、本制度の大学界隈への急激な浸透と、それにかかわっていくつかの論点を検討してきた。それでは、今度は、本制度に、日本の大学は、組織として、どういう対応をしているのだろうか。2015 年における本制度の発足以降、2017 年の日本学術会議の声明*9 と前後して、関西大学（本制度への申請禁止）、法政大学（本制度への応募を「当分の間行わない」）、滋賀県立大学（「本学の研究理念等に抵触する可能性がある公募制度への応募等における可否判断基準」を策定し、戦争や軍事を目的とする研究などを行わないよう告知）というような動きがみられた*10。だが、2022 年の学術会議の会長所見*11 は、政治的に利用されて、あたかも堤防の決壊のきっかけのような役回りを演じさせられてしまった。これと前後して、一気に本制度への応募が増加していることは、前述したとおりである。インターネット上で大急ぎで探したに過ぎないので、見落としがある可能性は大きい。管見のかぎりでは、2022 年以降で、この制度への批判的見解を学長という立場で公然と表明した事例は、諏訪東京理科大学の天野学長発言以外にはない。堤防決壊後になお、天野発言が存在し得ている、このことの意味は極めて大きい。どうしてこのような発言が可能だったのか。その背景を浮き上がらせることは、そうした発言をする公人とそうした発言をしうる組織を守り、かつ、どうやったら他の多くの大学をそのような組織にしていけることが出来るか、この点を明らかにするうえで極めて重要だと思う。この点を社会的文脈と組織的文脈と歴史的な文脈と、この三つについて考えてみたい。

(1) 社会的文脈と天野発言

同じ長野県内の国立大学である信州大学では、学内研究者がこの制度の研究費に応募することが今年度から解禁された。この解禁にあたって、大学当局によって、その是非をめぐる議論が組織されることはなかった。学生との対話も行われなかった。もちろん、学内教職員や学生の有志から疑問の声は上がった。声をあげたある友人によれば、有志の動きはあるが、教職員組合として、この問題を検討の俎上に載せることは、意見が割れて、とてもできないという。

以上の信大の状況を踏まえると、7/10 付の信毎の記事に見られる、諏訪東京理科大学の天野学長の発言は、およそその対極に位置している。この諏訪東京理科大学は、長野大学とほぼ同時期にや

はり公立化した。筆者が学長をしていたとき、長野大学の公立化方針が確定して、その方針確定をお伝えしに、県内各大学を回り、諏訪東京理科大学にも挨拶に行った。そのときに当時の同大学の学長が「なるほど、そういう手があったのですか。うちも大急ぎで検討してみたい」と発言されたことを覚えている。こうしてみると、ほぼ同じ時期に公立化に踏み切った、長野大学と諏訪東京理科大学とは、いわば双子の兄弟みたいなものである。

その一方の長野大学では、教員たちの専門領域の分布からして、この制度への応募の是非ということは、当面話題になっていない。幸か不幸か、この制度への応募の是非をめぐる、大学が態度表明を迫られているということもない。しかし仮にいま、態度表明を迫られることになったら、長野大学はどういう態度をとるだろうか。

この点を考えるために、もう一度天野学長の発言（冒頭の要点①から⑧まで）を振り返ってみたい。要点の⑦と⑧は、大学の重要な基本方針の策定にあたっては、一部の執行部だけで決めてしまうのではなくて、学内での議論・合意及び学生との対話が必要だということを示している。要点の②と③は、国の大学政策について、それが国の政策だからということだけを唯一の根拠にして、自分たちの組織も無条件にそれに追随するということとはしない。そうではなくて、大学という組織のそもそもの存立根拠に照らして、国の大学政策に対する自分たちの組織の態度決定をするべきだという見解を示している。④は、ある制度・政策に関する研究者の主観的・個人的願望がどうであれ、国の制度や政策は、それを超えて動き、いやおうなしに研究者がその動きに巻き込まれてしまう（例えば、「マンハッタン計画」における原子爆弾の開発と物理学研究者達との関係、あるいはナチスと哲学者ハイデガー及び政治学者シュミットとの関係）、この点に研究者は自覚的でなければならないという警告である。

このように整理してみると、長野大学の当局は、重要な基本方針の策定にあたって、その双子の兄弟ともいえるべき諏訪東京理科大学の天野学長が強調するような方法を、果たしてとるだろうか。すなわち学内教職員と学生に開かれた公開の議論によって大学の基本方針を決定するだろうか。国の制度・政策への大学組織のかかわり方を決めるにあたって、単に国の制度・政策だからそれを受け入れるというのではなく、そもそもの自分たちの組織の存立根拠に照らして、国の制度・政策への

態度を決定するという独立性を貫けるだろうか。

(2) 歴史的文脈と天野発言

この制度への応募問題を巡っては、2022 年の学術会議の見解の「変更」以前には、2017 年の学術会議の声明^{*9}の拘束があって、この制度への大学所属の研究者の応募がさっぱり行われないので、政府も防衛庁も苦慮してきた。顕著なのは北海道大学の例である。北大では、2016 年度からこの研究費に採択されていたが、2017 年の学術会議の見解表明を受けて、2018 年度に、研究継続を辞退している。後にも先にも大学として対外的に、この制度に対して異論を「実行」したのは、筆者の知る限り、この北大の事例だけである。だがこの話には、絵に描いたように見事な、定石通りの後日談がついている。このときの北大総長は、その後「別件」で告発を受け、文科省による解職処分となった。しばらくして北大は、この制度での研究費採択という、いわば「返り咲き」を果たしている。

このように、経緯を振り返ると、この諏訪東京理科大学の天野学長の発言が、如何に突出したものであるかがよくわかる。①から⑧に至るまでの天野学長の発言には、個人的に見れば、教えられるところばかりである。しかし自分が、或る大学の学長だったとしてみよう。全国の大学は、続々と国策の受容になびいている。学内にこの研究費への応募資格のある研究者がいたとしよう。その時、この制度への応募は大学としては行わないと、果たして筆者だったらいえるだろうか。それにこれは、なにしろ時の国策に異論をはさむ発言なのだから、天野学長のような発言をしたときに、国策を正義と信じる理事会諸氏、あるいは、設置者としての自治体から猛反発を受けたとしたら、それに対して防御しきれんだろうか。こう考えると、個人としては天野学長に賛成だとしても、学長として、あのようにつきりとした発言ができるだろうか。できると言い切る自信はない。その点でも、天野学長はよくあそこまではっきりと言ったと感服してしまう。だから、この発言と、この発言を許容する組織は、日本の社会や大学を大切に思う人々によって守られなければならない。

(3) 組織的文脈と天野発言

天野学長の見識はもちろんだが、もう一つ考えさせられるのは、あの発言を可能にする諏訪東京理科大学の大学組織の特質という組織的背景である。あの発言は、天野学長が4月に就任した、その

わずかに3か月後のものである。となると、いくつかのことを考えてしまう。

①天野学長は、就任前、かなり長く信州大学の執行部にいた。となれば、そのものの考え方を知っていて、諏訪東京理科大学は、天野氏を招いたはずである。あの発言の後、それへの否定的な動きが学内に起きていないとすれば、天野氏を学長候補として招いた理事会等の執行部が、よほど見識ある人々によって占められていたのだろうか。このご時世で、そういう人々が多数を形成すること自体が、稀有なことである。

②諏訪東京理科大学は、6市町が一部事務組合を作って、その設置者となっているが、この諸自治体の意向は、この学長招聘にどう働いたのだろうか。それとも、長野大学で上田市の意向が理事会、事務局の構成等にダイレクトに反映してしまうのに比べて、自治体が六つもかかわっていると、大学統治が、関係自治体から独立してられる、ということが起こっているのだろうか。いずれにしても、その大学統治のあり方（ガバナンス）は検討に値する。

③この紙上発言は、天野学長が就任して、わずか三か月の時のものである。就任早々で、学内の教員、職員の多数にそっぽを向けられたら、とてもじゃないが仕事はできない。だから当然に、この発言をしても、学内の反発を超えられるかどうか、という斟酌はしているはずである。ということは、この学長発言が浮いてしまわないだけの確かな学内基盤が存在したか、あるいはこの発言によって、そうした学内基盤を固め得るという判断があったのだろうか。

いずれにせよ、学長選考過程を含めて、大学の意思決定のプロセスの実態が、同じように自治体からの制約を受けるはずの同じ公立大学でも、多様であり得ることを、天野発言は示唆しているのかもしれない。

註

*1：大庭弘継『軍民両用化する技術：「デュアルユース問題」とは何か？』光文社新書。2026

*2：*8の千葉の記述を参照。

*3：山形定「北海道大学における軍学共同の現状と研究の自由」『軍学共同研究反対連絡会』ニュースレター No.115 26/06/10

<http://no-military-research.jp/wp1/wp-content/uploads/2026/06/NL115.pdf>

*4：池内了「科学者のあり方---倫理と実理のあいだ」

池内了・小寺隆幸編『兵器と大学』(岩波ブックレット)
2016

*5: 井原聡「アカデミアに忍び寄る誘惑のシステム---
軍事技術開発研究と経済安保---」25 頁『軍学共同反対
連絡会シンポジウム: 政治に翻弄される学術---大軍拡
と軍学共同の深化』2022/11/06

<https://www.youtube.com/channel/UCSLKy2Xw1EhwVj4lx4CCs0A>

*6: 軍学共同反対連絡会「【声明】それでも応募します
か?—安全保障技術研究推進制度 2025 年度応募状況
と採択結果について—」2025/11/10『軍学共同反対
連絡会』ニュースレターNo.10

<http://no-military-research.jp/wp1/wp-content/uploads/2025/11/NL107.pdf>

*7: ナレッジステーションの HP

*8: 千葉紀和「科学史研究は現代の問題に何ができる
のか」『科学史研究』60 巻 2021

*9: 「軍事的安全保障研究に関する声明」日本学術会議
2017/03/14

「防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」(2015
年度発足)では、将来の装備開発につなげるという明確
な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でな
く同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府
による研究への介入が著しく、問題が多い。学術の健全
な発展という見地から、むしろ必要なのは、科学者の研

究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民
生分野の研究資金の一層の充実である。

研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転
用され、攻撃的な目的のためにも使用されうるため、ま
ずは研究の入り口で研究資金の出所等に関する慎重な
判断が求められる。大学等の各研究機関は、施設・情報・
知的財産等の管理責任を有し、国内外に開かれた自由な
研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的
安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、
その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術
的・倫理的に審査する制度を設けるべきである」。

*10: 兵頭友博「科学・技術開発と研究倫理(1)」
2026/09/19 閲覧

<https://www.ritsumei.ac.jp/~hyodot/semihomepage/kenkyuanzenhosho.html>

*11: 「今日の科学技術とりわけ先端科学技術、新興科
学技術には、用途の多様性ないし両義性の問題が常に内
在しており、従来のようにデュアルユースとそうでない
ものとに単純に二分することはもはや困難で、研究対象
となる科学技術をその潜在的な転用可能性をもって峻
別し、その扱いを一律に判断することは現実的ではな
い。」(2022 年 7 月 25 日「先端科学技術と『研究イン
テグリティ』の関係について(小林大臣への回答)」一
部抜粋)

大学に軍事が入り込んでよいのか—軍産学共同研究の今とこれから—

10 月 25 日(日) 13:30-16:30【開場 13:00】

日本福祉大学鶴舞校舎(名古屋) JR・地下鉄鶴舞駅 5 分

共催 軍学共同反対連絡会、九条の会 愛知・大学人の会、日本科学者会議愛知支部、
安保関連法に反対する東海・大学人の会

10 月初めに今年の安全保障技術研究推進制度の採択が発表されます。今春、名古屋大学が内規を変え応
募の道を開いたと報じられ、連絡会は名古屋大学に質問書を出しましたが回答はありません(ニュースレタ
ー113 号)。平和憲章を有する名大の動向は他大学にも大きな影響を及ぼします。とりわけ今、高市政権の
元で科学・技術・産業の軍事化の動きが急ピッチで進んでいます。そこで連絡会は愛知、東海の大学人や市
民の皆さまと共に考えるために、上記 4 団体共催で名古屋での市民集会をハイブリッドで開催します。

講演 池内了 名古屋大学名誉教授 名大採択の場合「軍事研究に応募・採択された名古屋大学に抗議する」
採択されなかった場合「なぜ科学者は軍事研究をしてはいけないのか」

小寺隆幸 軍学共同反対連絡会事務局長「新たな段階に入った軍学共同」

城下英一 愛知平和委員会副理事長「愛知の軍事産業の実態」。

詳細は次号に

軍学共同反対連絡会

共同代表: 赤井純治・大野義一郎・多羅尾光徳

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>
軍学共同反対連絡会事務局 メール pokopeace@gmail.com 小寺